		日	号外	ページ
	○農林水産省			
五〇	競馬法施行規則の一部を改正する省令	一四		一
五一	農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令	二四	164	四八
五二	種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令	二四	164	四八
五三	種苗法施行規則の一部を改正する省令	三一	172	八三
五四	農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令	三一	172	八四
	○農林水産省、環境省			
六	農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令	一		二
	○経済産業省			
五九	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一		二
六〇	ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令	一		二
六一	経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令	八	153	四
六二	不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令	二四	164	四九
六三	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令	三一	172	八六
六四	貿易保険法施行規則の一部を改正する省令	三一	172	九五
六五	株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令	三一	172	九六
	○国土交通省			
六六	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三	149	二六
六七	国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令	一五		一
六八	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令	二一		二
六九	自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令	二七	167	二二
七〇	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三一	172	二〇
	○環境省			
二〇	建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一七		一
二一	環境省組織規則の一部を改正する省令	三一	172	一五
	○防衛省			
一七	若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令	三	149	三七
一八	自衛隊法施行規則の一部を改正する省令	二四		二
一九	自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令	三一	172	一五
	○人事院			
九―一七―一七七	人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則	一	146	九三
九―三〇―一一四	人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則	一	146	九四
九―五五―一五七	人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則	一	146	九四
一一―一一―七	人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則	一	146	九八
一七―〇―一五三	人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則	二二		一
九―三〇―一一五	人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則	三一	172	一五
	○国家公安委員会			
一五	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則	一〇		一
一六	遺失物法施行規則の一部を改正する規則	二二	162	一
	○原子力規制委員会			
六	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則	一〇	155	二
	○衆議院			
一	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件	三	150	三
	○参議院			
一	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件	三	150	四

規則

告示